

JAB PD367:2018 第1版 D2 へのパブリックコメント及び処置

No	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	製品技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
1	公益社団法人 日本水産資源 保護協会	1p 表題		E	認定プログラム名称を「水産物」と限定しているが、漁業及びその生産物を認証するマリン・エコラベル・ジャパン(MEL)は、業そのものを認証する内容を含んでいる。 また、森林管理及びその生産物を認証する森林認証では、JAB PD200 付表3「認定プログラム及び認定範囲分類」において、「森林・林業及び森林生産物」を認定プログラムとしており、業としての林業も漁業も分野として含めるべき。	—水産物— ⇒ — <u>漁業及び水産物</u> —	○ PD367 の副題及び認定プログラム名を「 <u>漁業及び水産物</u> 」に修正しました。
2	水産庁企画課	4p 1.3.1.1	2 ~ 3 行目	E	2.1 で引用している文書との結びつきを明確にするため、文末に正式な文書名の記載が必要と考えます。 また、1.2.1.1 においては、「対象漁獲種」とされており、表記の揺れがあります。なお、マリン・エコラベル・ジャパン漁業認証規格では「対象漁獲種」とされています。	・上記認証規格に基づきつつ、対象魚種及び漁法を特定して別途作成される認証の手順書 ⇒・上記認証規格に基づき <del>つつ</del> 、対象漁獲種及び漁法を特定して別途作成される認証の手順書 <u>判定基準(マリン・エコラベル・ジャパン漁業認証規格 適合の判定基準(審査の手引き))</u>	○ ご指摘通り修正いたしました。
3	MEL協議会	4p 1.3.2	2 行目	E	1.3.1.1 と同様に判定基準も活用するため、右記を 2 行目以降に追記されたい。	・上記認証規格に基づき、サイトの形態を特定して作成される認証の判定基準(マリン・エコラベル・ジャパン流通加工段階認証規格 適合の判定基準(審査の手引き))	No.2 に同じです。
4	水産庁企画課	4p	1 ~ 2	E	冒頭の「MEL RCB(FMS)」は、正式な文書名に	MEL RCB(FMS)ver2 漁業認証規格に基づ	○

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	製品技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
		2.1 b)	行目		はなく、何を示すのか分からないので、不要と考えます。また、2.で最新版を適用するとの記載があること、バージョンが変更する度に PD367 を変更する必要が生じることから、「ver2」も不要と考えます。なお、略語については、そのままの記載で良いと考えます。	いて認証を行う機関に対する要求事項 ⇒ <del>MEL RCB(FMS)ver2</del> 漁業認証規格に基づいて認証を行う機関に対する要求事項	ご指摘通り修正いたしました。
5	MEL協議会	4p 2.1 e)	1 行目	E	審査手順書について、正式名称に修正されたい。	マリン・エコラベル・ジャパン漁業認証審査手順書(以下、FSM 審査手順という) ⇒マリン・エコラベル・ジャパン漁業認証審査手順書規格 適合の判定基準(審査の手引き)(以下、FSM 判定基準という)	○ ご指摘通り修正いたしました。
6	MEL協議会	4p 2.1 f)	1 ~ 2 行目	E	上記同様。	マリン・エコラベル・ジャパン流通加工段階認証規格審査手順書(以下、CoC 審査手順 p という) ⇒マリン・エコラベル・ジャパン流通加工段階認証審査手順書規格 適合の判定基準(審査の手引き)(以下、CoC 判定基準という)	○ ご指摘通り修正いたしました。
7	水産庁企画課	4p 2.1 備考	1 ~ 2 行目	Q	ICS コードについての説明をもう少し分かりやすく説明していただいけませんでしょうか。		△ ICS コードは認定証の認定範囲と認証書の認証範囲を関連付け、認定付き認証であることを認証書レベルで示すために付すコードです。 認定の手順書(PD200)の2.1項 備考1に簡単な説明がありますが、PD200の次回改定時に、さらに

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	製品技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
							説明を追加いたします。
8	水産庁企画課	9p 7.7	[共通]	Q	「魚」には、イカ、タコ、エビ、カニ、ウニ、ナマコ、ホヤ、貝類、海藻類などは含まれているのでしょうか。また、真珠やサンゴなど非食用水産物も含まれるのでしょうか。		○ 軟体動物、棘皮動物など非魚類水産動物は ICS コード「67.120.30」に含まれております。よって PD367 上は「魚」に含まれているという理解です。また、「真珠」、「サンゴ」は ICS コード「39.060 宝石類(Jewellery)」、「海藻」は ICS コード「67.080.20 野菜及び関連製品 (Vegetables and derived products)」と分類できますので、これらを PD367 に明確化いたしました。
9	MEL 協議会	9p 7.7	[共通]	Q	2.1 h)で指摘されているロゴマーク規程の序文において、ロゴマークを付することのできる製品を規定しているため、これらが読み込める ICS コードを列挙していただくことはできませんでしょうか。		○ ICS コードに関しては No.8 に同じです。また、ロゴマーク規定を引用文献リストに挙げながら本文での引用を漏らしておりましたので 4.1.3 項に追加しました。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。